＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ５ 年　　第2回臨時会

上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ５ 年 ４ 月 ８ 日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第１号（４月８日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○遅　参　議　員　……　1
○早　退　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開　会　宣　告　……　2
○開　議　宣　告　……　2
○議会運営等諸般の報告　……　2
○日程第　1　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　2　会期決定の件　……　2
○日程第　3　専決処分報告の件(上富良野町税条例の一部を改正する条例)　……　2
○日程第　4　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）……　4
○日程第　5　専決処分の承認を求める件（平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第14号））……　4
○日程第　6　専決処分の承認を求める件（平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第15号））……　5
○日程第　7　平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）……　6
○日程第　8　上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約締結の件……　7
○閉　会　宣　告　……　１０

平成２５年第２回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	専決処分の承認を求める件（平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第14号））	4月8日	承認可決
2	専決処分の承認を求める件（平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第15号））	4月8日	承認可決
3	平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）	4月8日	原案可決
4	上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約締結の件	4月8日	原案可決
	報　告		
1	専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	4月8日	報　告
2	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	4月8日	報　告

平成２５年第２回臨時会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成２５年４月８日（月曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名の件

第　２　会期決定の件　　４月８日　　１日間

第　３　報告第１号　専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）

第　４　報告第２号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）

第　５　議案第１号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１４号））

第　６　議案第２号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１５号））

第　７　議案第３号　平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）

第　８　議案第４号　上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約締結の件

○出席議員（１４名）

１番	佐川典子君	２番	小野　忠君
３番	村上和子君	４番	米沢義英君
５番	金子益三君	６番	徳武良弘君
７番	中村有秀君	８番	谷　忠君
９番	岩崎治男君	１０番	中澤良隆君
１１番	今村辰義君	１２番	岡本康裕君
１３番	長谷川徳行君	１４番	西村昭教君

○欠席議員（０名）

○遅参議員（０名）

○早退議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	服部久和君	会計管理者	菊池哲雄君
総務課長	田中利幸君	産業振興課長	松田宏二君
町民生活課長	北川和宏君	建設水道課長	北向一博君
教育振興課長	野﨑孝信君		

○議会事務局出席職員

局長	藤田敏明君	次長	佐藤雅喜君
主事	新井沙季君		

午前１０時３０分　開会
（出席議員　１４名）

◎開会宣告

○議長（西村昭教君）　御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は１４名でございます。これより平成２５年第２回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長（西村昭教君）　直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君）　御報告申し上げます。

今臨時会は４月５日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案４件と報告２件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１３番　長谷川　徳　行　君
１番　佐　川　典　子　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決しました。

◎日程第３　報告第１号

○議長（西村昭教君）　日程第３　報告第１号　専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）の報告を行います。本件の報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君）　ただいま上程いただきました報告第１号専決処分報告の件につきましてご説明申し上げます。国におけます平成２５年度の税制改正法案の成立が平成２５年３月末になりますことから、３月定例議会におきまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決頂きましたが、今年度につきましては税制改正法案が３月２９日参議院におきまして可決され、同法案が成立し３月３０日公布されましたので、ただちに改正条例の交付をする必要があるため、平成２５年４月１日に上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたのでご報告申し上げます。この税制改正は現下の経済情勢をふまえ成長と富の創出の好循環を実現するなどの観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特定の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正、並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減等の整理合理化等を行うものであります。今回の上富良野町税条例の一部改正につきましてその主な改正点を御説明申し上げます。１点目は住宅ローン控除の延長拡充であります。２点目はふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しであります。３点目は地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の導入であります。４点目は納税環境整備でありまして延滞金の利率の改正であります。５点目は国民健康保険制度の見直しであります。以上が主な改正点であります。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第１号専決処分報告の件。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

記。処分事項、上富良野町税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。上富良野町税条例の一部を改正する条例。

別紙のとおり。

平成２５年４月１日、上富良野町長向山富夫。

次の１ページをご覧願います。上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点のみの説明とさせていただきますのでご了承願いたいと思います。

第３４条の７は、平成２５年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合には所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄付金に係る特例控除額の見直しを行うものであります。

第５４条は、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置を廃止するものであります。

第１３１条は、第５４条と同様に特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するものであります。

附則第３条の２は国税における延滞税の見直しに伴い延滞金の利率を引き下げるものであります。

附則第４条は、附則第３条の２の改正によります条文の整理であります。

附則第４条の２は、公益法人等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税の承認を取り消された場合における当該譲渡所得税等の個人住民税の所得割の課税について対象となる公益法人とみなされる法人に一体の要件を満たした法人を加えるものであります。

附則第７条の３の２は、個人住民税における住宅ローン控除の期間を４年延長し、控除限度額を拡充するものであります。

附則第７条の４は、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行うものであります。

次に２ページをお開き願います。

附則第１０条の２は、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例措置が創設され、課税標準の特例割合を法律で定める範囲内において条例で定めるものであります。

附則第１７条の２は、税負担軽減措置の拡充に伴う改正であります。

附則第２２条の２は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の課税特例等を拡充するものであります。

次の３ページをご覧願います。

附則第２３条は、東日本大震災の被害者等の個人住民税における住宅ローン控除の控除限度額を拡充するものであります。

改正附則第１条は、原則として施行期日は平成２５年４月１日から施行することとなりますが、施行期日を別に定めている項目については、その施行期日から施行するものであります。

次に４ページをお開き願います。

改正附則第２条は延滞金に関する経過措置を、改正附則第３条は町民税に関する経過措置を、改正附則第４条は固定資産税に関する経過措置を規定しているものであります。

改正附則第５条関係であります。

上富良野町国民健康保険税条例の一部改正。

第５条、上富良野町国民健康保険税条例（昭和３１年上富良野町条例第７号）の一部を次のように改正する。

以下につきましても条例の朗読を省略させていただき、その主な改正点のみの説明とさせていただきますのでご了承願いたいと思います。

第５条の２は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する場合において国民健康保険税の軽減判定所得の判定の特例を移行後５年目までとしていたものを、適用期間を設けない恒久的な措置とするものであります。また、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の５年間２分の１減額する現行措置に加えまして、その後３年間４分の１減額する措置を講ずるものであります。

次の５ページをご覧願います。

第７条の３及び第２３条は、第５条の２と同様の措置を講ずるものであります。

附則第１６項は、上富良野町税条例の一部改正の附則第２２条の２と同様に東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の課税特例等を拡充するものであります。

改正附則第６条は、平成２５年４月１日から施行するものでありますが、附則第１６項の規定は平成２６年１月１日から施行するものであります。

改正附則第７条は、新条例の規定は平成２５年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、新条例附則第１６項の規定は平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

ご承認いただきますようよろしくお願いします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第４　報告第２号

○議長（西村昭教君）　日程第４　報告第２号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。本件の報告を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただ今上程いただきました報告第２号交通事故に係る専決処分報告の件につきまして要旨の説明を申し上げます。本件の発生状況につきましては平成２５年３月１６日未明の午前５時ごろ美瑛町在住の●●●●氏が自己所有の車両により町道北２１号道路を通勤のため走行中に、最深部約７．５センチの舗装面の陥没に気付かず走行した際に前輪のタイヤを破損したものです。事故当時前日からの暖気が深夜も継続していたため、融雪による水たまりが随所に点在する状況にありましたが、ヘッドライトにより視認しながらも通常の水たまりと考え隠れた陥没部でタイヤをバーストし破損したものです。道路の陥没原因としては舗装路面の亀の甲羅状の亀裂部分が繰り返しの除雪により徐々に剥離が進行しましたが、間をおかずに積雪がこれを埋めて平坦化した結果、今般事故に至るまで多数の通行車や除雪作業車により発見されなかったものと推測されます。なお本人からの通報が帰宅後の１６日午後６時ごろで場所に関する記憶も明確ではなく当日中に場所を特定できなかったため、翌日１７日のパトロールにより発見して即時補修を完了しております。道路管理者の安全管理上の責任として町側が７０％、一方直線道路で視界が良好なことと目視による安全運転義務責任として●●氏が３０％の過失割合により、平成２５年３月２９日賠償額１万６千５１６円の金額での和解について専決処分いたしましたので報告するものです。同様な条件下においては事前の発見と補修等の対応は極めて困難ではありますが、パトロールや町民からの通報にアンテナを広げて少しでも早急な対応が図れるよう工夫をしてまいります。以下朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第２号専決処分報告の件。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

記。処分事項、和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をご覧ください。

専決処分書。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年３月２９日。上富良野町長向山富夫。

記。

１和解の相手方。

美瑛町●●●●●●●●、●●●●。

２和解の内容。

（１）上富良野町は、相手方●●●●に対し金１万６千５１６円を支払う。

（２）相手方●●●●は、上富良野町に対して本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上専決処分の報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第５　議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第５　議案第１号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１４号））の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただ今上程いただきました、議案第１号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１４号））の専決処分を行いました要旨につきまして御説明を申し上げます。本件は歳入におきまして特別交付税額が確定したことにより、１億２７８万２千円の増額に合わせて２件の寄附金を増額補正するものであります。また、歳出におきましては保育所の中途入所に伴います委託児童措置費及び町道除排雪経費の不足分を追加補正するとともに、予備費の精査により余剰財源を今後の財政需要等を勘案して公共施設整備基金積立金及び地域福祉基金積立金に増額補正する内容で、３月２５日専決処分を行った所でございます。このようなことから地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともにご承認いただくために本議案を上程した次第でござ

います。それでは以下議案の説明につきましては、議案を朗読し説明に代えさせて頂きます。また議決項目の部分のみ朗読し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第１号　専決処分の承認を求める件。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。処分事項、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１４号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１４号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２５年3月２５日。上富良野町長向山富夫。

平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１４号）。

平成２４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第１４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２９１万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７２億８５９万円とする。

２歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

１ページに移ります。

第１表につきましては、款ごとの名称及び補正額のみ申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。１歳入。１０款地方交付税、１億２７８万２１千円。１７款寄附金、１３万円。歳入合計は１億２９１万２千円であります。

２歳出。２款総務費、１億１０万円。３款民生費、３千７３万４千円。８款土木費、３５５万７千円。１３款予備費、３千１４７万９千円の減。歳出合計は１億２９１万２千円であります。以上説明といたします。御審議いただきまして御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければこれをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認されました。

◎日程第６　議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第６　議案第２号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１５号））の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただ今上程いただきました、議案第２号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１５号））の専決処分を行いました要旨につきまして御説明を申し上げます。本件は上富良野小学校改築事業において先の国の補正予算により当初補助対象外となっておりました経費について一部補助対象事業が拡大となったことから補助金の増額補正を。また一方補助金の増額となった事業費の補助裏部分につきましては起債の対象とならないことが３月２９日判明いたしましたことから地方債限度額の減額と合わせて不足額については先の補正により増額補正いたしました公共施設整備基金積立金を減額の上その財源に充当する内容で補正予算を調製し３月２９日付けで専決処分を行ったところでございます。このようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会に報告するとともにご承認を頂くため本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下議案の説明につきましては議案を朗読し説明に代えさせて頂きます。また議決項目の部分のみ朗読して、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第２号　専決処分の承認を求める件。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。処分事項、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１５号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１５号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２５年3月２９日。上富良野町長向山富夫。

平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第１５号）。

平成２４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第１５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９千７９６万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７１億１千６２万４千円とする。

２歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第２条。地方債の変更は、第２表地方債補正による。

１ページに移ります。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。１歳入。１４款国庫支出金、４千９７３万４千円。２１款町債、１億４千７７０万円の減。歳入合計は９千７９６万６千円の減であります。

２歳出。２款総務費、９千７９６万６千円の減。歳出合計は９千７９６万６千円の減であります。

次に第２表の地方債の補正ですが、冒頭申し上げましたように上富良野小学校改築事業債の限度額につきまして１億４千７７０万円を減額し、３億５千２００万円とする内容であります。以上説明といたします。御審議いただきまして御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければこれをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認されました。

◎日程第７　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第７　議案第３号　平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただ今上程いただきました、議案第３号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）の提案要旨についてご説明申し上げます。本件は国の平成２４年度補正予算に盛り込まれました経営体支援育成事業を財源として地域の担い手となる経営体に対して農業機械等の導入経費を補助するため、所用の経費を補正するものであります。それでは以下議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明し予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第３号　平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）。

平成２５年度上富良野町の一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１千５５６万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億６千１５６万４千円とする。

２歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

１ページに移ります。

第１表につきましては、款ごとの名称及び補正額のみ申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。１歳入。１５款道支出金、１千５５６万４千円。歳入合計は１千５５６万４千円であります。

２歳出。６款農林業費、１千５５６万４千円。歳出合計は１千５５６万４千円であります。

以上、議案第３号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）の説明といたします。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければこれをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第８　議案第４号　上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約締結の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただ今上程いただきました、議案第４号　上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約締結の件につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

上富良野小学校は平成２５年度、２６年度の２カ年で講堂兼体育館を除く全部について改築を実施いたしますが、この改築にあたっては現敷地内において現有校舎と仮設校舎により学童の授業を継続しながら実施することになっております。改築躯体工事については本年７月以降に施工を予定しているため、これに先立ち新校舎建設敷地の支障となる校舎を先行して解体撤去し、あわせて解体校舎の機能を補う仮設校舎を建設する内容となっております。解体する校舎は職員室を含めた１線校舎部分で鉄筋コンクリート造２階建て約２千２７３平方メートル、木造物置約６５平方メートルで、建設する仮設校舎は２階建て鉄骨造６７４平方メートル、給食搬入施設２８平方メートルとなっております。

入札につきましては郵送方式事後審査型一般競争入札による旨を去る３月１１日に告示し４月３日に開札執行しております。入札参加条件としては平成２２・２３年度の町の入札参加資格を有し、かつ平成２５・２６年度の入札参加資格申請を行っている２社による特定共同企業体によること。この代表者は上川管内に本店を有し直近の経営事項審査結果通知書の建築一式工事、総合評定点で１千点以上のＡ等級格付けを、また構成員は富良野圏域５市町村に本店を有し総合評定８００点以上、Ｂ等級以上の格付けを持つことを主要な条件として設定したものです。応札は５件の特定共同企業体からあり、高組・アラタ工業特定共同企業体が最低額の９千１６０万円を提示し、資格審査の結果適正と認められたため、落札者として決定し、消費税を加えまして本日議案の９千６１８万円の契約金額となったところであります。参考まで落札率は９５．８７％で、２番札は盛永・サンエー特定共同企業体の９千２００万円でした。以下議案を朗読し提案いたします。

議案第４号上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約締結の件。

上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記。

１契約の目的、上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）

２契約の方法、一般競争入札による。

３契約金額、９千６１８万円。

４契約の相手方、高組・アラタ工業特定共同企業体。

代表者、旭川市３条通１９丁目右１０号、株式会社高組。取締役社長、高喜久雄。

構成員、空知郡上富良野町北町２丁目、株式会社アラタ工業。代表取締役、荒田政一。

５工期、契約の日から平成２５年７月１７日。

以上説明といたします。御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

３番、村上和子君。

○３番（村上和子君）　なぜ共同体としてひとくくりとして解体もやってしまうのか。解体を別にするともう一社別に仕事ができたのではと思う点と、解体の工事２本にするのとどの様に違うのか。価格とか、あるんでしょうか。その点ちょっと。解体までひとくくりとしてやってしまうというとこちょっとお尋ねしたい。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　３番村上議員の御質問にお答えいたします。この工事につきましては後が決まっていると言いますか、躯体工事の建設に先立ちまして実施する条件整備の部分になっております。このため、一挙に狭い敷地の中で工事を施工する関係上分割すると非常に工事進行について効率が悪い。主に仮設校舎部分についてはリース物。物を借受けて、設置して終了後返却するというリース物が多くなっております。当然電気設備とか機械設備についてもリース物件となっておりまして、建築工事の一式の中で取り扱う方がなお効率的かつ施工管理上適切と考えたものであります。以上です。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。他にございませんか。４番、米沢義英君。

４番（米沢義英君）　確かに効率という点ではいいのかもしれませんが、地元のいわゆる解体だとかということであれば、相当できる部分もあるのかなというふうに思います。そういった面では地元の業者も入っておりますけれども、分割して発注するという方法も、多少効率という点では若干違うのかもしれませんが、地元に仕事を回すということであればそういった方法も一つあったのではないかなというふうに思いますが、この点はどういう解釈なのかお伺いしたいと思います。

次に消費税も入ってということで、内訳は仮設校舎の部分、解体部分だとかですね、廃材処理の部分だとかあるというふうに思いますが、この内訳はどういうふうになっているのか。それともう一つは仮設校舎はいつまで、同時並行でやりますが、計画でいえば解体と合わせていつまでに建設されるのかですね、この点お伺いしておきたいと思います。更に冬場の、夏場もそうなんですが、やはり冬場の防寒対策という形で相当断熱も入るんだろうというふうに思います。やはり子ども達が寒い校舎で勉強するということには、一定そういったものも含めた仮設校舎の建設も配慮されているというふうに思いますが、その部分についてはどのような対策がとられているのかこの点お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　４番、米沢議員の御質問にお答えします。まず工事の分割発注の件に関わりますけれども、工事の内容が解体作業になりますけれども、解体する部分は御存じのとおり１線校舎、２階建ての鉄筋造となっております。このため解体部分について分割するということについては非常に危険性も、複数の会社が入ることについては危険性が伴うという部分が想定されまして。これは解体工事として例えば２工区、３工区に分割するということについては困難だという判断をいたしております。解体と仮設を分離する。大きく二つに分けるという方法も検討したところでありますけれども、先ほども申し上げましたが狭い敷地。できるだけ残存する校舎を増やして仮設校舎を減らす、総体的な経費を、改築工事を抑えるという目的を行うため、複数の業者が仮設物、事務所とかいろんなものを狭い敷地に建てることになりますと、非常に施工上困難な部分があるという判断をいたしております。それから更に工種別に分割するという点についても検討したところであります。例えば先ほども御説明しましたけれども、解体の部分の中身として電気系統・機械設備などを分割して解体する。これはまあ解体については一挙竣工させるのが工程管理上適切でありますので、解体工事について工種別に分けるというのは常識的にあり得ないという判断をしたところであります。

次に仮設校舎の部分について工種別に分ける。躯体部分、先ほども出ましたけれども暖房の関係、電気設備を分けるということも検討いたしましたけれども、これらの設備部分、リースによるものでありまして建築工事と一体化の施工内容になっておりましてこれもまた分離が非現実的な部分があるということで最終的に工種別分離はあきらめ、かつ敷地とか校庭の関係で全て進行管理できる１工事として発注するという方法を最終的に選択したわけです。

それから仮設校舎のいつまで仮設校舎を使うんだという御質問だと思っておりますけれども、躯体工事が先ほど申しましたけれども、７月半ばごろに着工できればということで、３つの補助事業、交付金事業が絡んでおりまして関係する３省庁の交付決定が揃うのがその頃というもくろみを持っておりまして、その時点には仮設校舎が使える状態で児童が移動する。そしておしまいにつきましては来年２６年度の２学期から新しい校舎に移って授業を始められるという工程を組んでいくつもりであります。このため仮設校舎につきましては利用が始まるのは７月から来年の７月、ほぼ１年、冬を越してのこととなります。児童に対する暖房の関係、生活上の支障が無いかということでありますけれども、仮設部分については基本的に授業を、常時授業で使う仮設物にはなっておりません。常時子ども達が使う部分については残存する２線校舎、３線校舎の空いているスペースを融通いたしまして現状の暖房設備の中で生活に支障の無い継続した授業体制をとれるように、工程を行うことになっております。以上でございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。４番、米沢義英君。

４番（米沢義英君）　いずれにしても解体部分だとかそういった部分はせめて地元の配慮がほしかったなと思います。確かに効率の面で言えば確かに１業者やそういったジョイントという形で任せた方が済むのかなというふうに思いますが、地元の仕事が無いという状況も考えればですね、やはりそういった対策も必要であったのではないかと言うふうに考えますので、この点落札してしまってからではどうのこうのと言うことになりませんけれども、やはり配慮すべき課題だったんだと思いますがこの点町長の見解についてどういうふうに思っておられるのかですねお伺いいたします。全て効率で言えば今後建て替えだとかどんどん建設ありますから、１業者に任せればそれでいいんだという話になるんだろう

と思うんですが、いろんな上富良野には業種が、電気だとか、給湯だとかおりますからね。やっぱりそういう人たちがある程度こういった業種の中に入れるような体制作りと言うのは是非必要だと思います。この点お伺いいたします。

もう一つ管理監督という点で、常時定期的に管理はされているかと、今後されると思いますがやはりジョイントでいわゆる業者がそこに常時、監督者が規定に基づいた監督者が常駐しないだとかですね、そういったことがないようにですね、常時、こういうことはないと思いますが、点検して、やはり見るべき点はきちっと監督する必要があると思いますので、その点を合わせて今後の取組み等についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　副町長答弁。

○副町長（田浦孝道君）　４番米沢議員の方に私の方から、まずあの入札の方法についてお答えをさせていただきまして、施工管理等については担当課長の方から回答させます。入札についてはですね、これは原則論がございまして予定工事の予定金額に応じて、その発注等級に応じてその対応する等級の資格を持っている業者かどうかという、そういう原理原則がございますんで、そういう観点を土台にして、今担当課長の方から申し上げました専門性もしくは事業の内容が非常に効率を追求しなきゃならんのか、そういうことを付加要件として総合的に判断するわけでございます。今回の工事につきましては１億超の工事でございますので、私どもが今持ち合わせている冒頭申し上げました原理原則から行きますとＡ等級と言う発注等級になります。その等級に見合いの登録業者がこの事業の応札をできる組み合わせということになるわけでございます。従いまして今回は、この事案については特定共同企業体ということで取り組ませていただきました。単体業者にお願いするということもありますし、単体業者と特定共同企業体とごちゃ混ぜにして、どういう方でも参画できるといういろんな選択肢がございます。冒頭担当課長の方から申し上げましたように、非常に１期間の中に非常に効率を追求しなければならないという要素もございましたので、私ども組織の内部では事業の促進を能力の高い方もしくはもう少し手を加えて組み合わせでやることが、そういう事業の促進につながるという観点から、特定共同企業体と言うそういうことを前提に入札に付したわけであります。今申し上げられるようにですね、地元業者への配慮と申しますか、そういう原則に従って地元業者が居れば、それは結構でございますけれども万が一そういうランキングでないとすれば次順位のそういう業者の方々がこの事業に参画する方法があるのかどうかについては熟議をして方針を決定するわけでございますが、今担当課長から申し上げました表点のランキングの関係から申し上げますと、私が今申し上げました発注等級がＡでございますので、その直近下位の業者の方々が参画できるところまで拡大しても履行に大きな支障がないという形で、冒頭申し上げましたような説明の組み合わせを想定して入札に付したわけでございます。地元業者の配慮については色々な配慮の対応がございますので、それらについては発注の工事の事案ごとにそれぞれ工夫を凝らして適切に対処して参りたいというふうに考えている所でございます。物の考え方を申し上げましたので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。以下については担当課長から説明をさせます。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　御質問の施工管理上の体制、これらにつきましては施工するうえでバイブルとも言われております、建設工事を執行するうえでの法律がございます。この下で適切な管理監督者、それから資格者が配置できるかということが今回の事後審査型の審査対象になっておりまして、これらの配置人員それから施工能力が審査の結果適切と認められておりますので、この点については施工能力上問題はないかなと判断しております。町の工事監督者につきましては頻繁に現地の方と調整・工程管理を行いまして、支障のないそごの生じない体制をとりたいと思っております。御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（西村昭教君）　他にございませんか。１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　仮設校舎の件でございますけれども、火災関係。火災には火災予防と火災が起きた場合の消火と言う部分があると思いますが、そういった所にどの様な措置を講じているのか。多分寝泊まりなんかするわけですよね。万が一火災などが起きたら大変なことになるのは明らかですよね。どういった措置をしているのか。まだ間に合いますから今後どのようにやろうとしているのか教えていただきたいという風に思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　１１番今村議員の御質問にお答えします。仮設校舎につきましては請負の形で設置しまして引き渡し後町が管理いたしますけれども、短期間ではございますが建築確認の要素を持つ建造物となっておりまして、消防施設その他安全施設、電気系統全てについて適切な設計がなされておりますので御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　実際の点検というのは町の消

防が入るのですかね。どうなんですか。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　１１番今村議員の御質問にお答えします。消防の査察が入るかどうかについては消防の方の判断だと思いますけれども、建築確認の結果、完了検査当然行いまして適切な設備がなされていることを判断することになります。消防の方で必要でしたら査察もあり得る事かなと考えております。以上です。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。他にございませんか。

なければこれをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成２５年第２回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前１１時３０分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平 成 ２ ５ 年　４ 月 ８ 日

上富良野町議会議長　　西　村　昭　教

署　　名　　議　　員　　長谷川　徳　行

署　　名　　議　　員　　佐　川　典　子